

入間市商工業振興条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表第 2 (第 5 条関係)				別表第 2 (第 5 条関係)			
種類	貸付限度額	対象資格	資金用途	種類	貸付限度額	対象資格	資金用途
1 特別小口無担保無保証人融資	2,000万円	(1)～(3) 略 (4) 源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は、法人税)、事業税又は所得割(障害者控除額、寡婦控除額又はひとり親控除額)を控除されたことにより、所得割の課税がなくなったものである場合は均等割、法人の場合は法人税割)のある市民税のいずれかの課税があり、滞納していないこと。 (5)～(9) 略	略	1 特別小口無担保無保証人融資	2,000万円	(1)～(3) 略 (4) 源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は、法人税)、事業税又は所得割(障害者控除額、 <u>老年者控除額又は寡婦(寡夫)控除額</u> )を控除されたことにより、所得割の課税がなくなったものである場合は均等割、法人の場合は法人税割)のある市民税のいずれかの課税があり、滞納していないこと。 (5)～(9) 略	略
2・3 略				2・3 略			